

資料編

- ・ライフステージ別の歯科的特徴とデータ
- ・栗原市歯と口腔の健康づくり推進条例
- ・栗原市歯科保健推進委員会設置要綱
- ・栗原市歯科保健推進委員会委員名簿
- ・計画策定（改訂）の経過

ライフステージ別の歯科的特徴とデータ

1 ライフステージの歯科的特徴

(1) 妊娠期・乳幼児期・学齢期

- ・妊婦の歯周疾患は、早産や低出生体重児につながる可能性があります。
- ・乳歯の形成が始まるのは妊娠7～10週頃、永久歯の形成が始まるのは妊娠3～4か月頃であるため、胎児期からの栄養摂取や生活状況等が歯の質に影響します。
- ・乳歯が生え始まるのは生後6か月頃から、永久歯が生え始まるのは6歳頃からです。
- ・父母や祖父母などの口腔状態が不健康だと、子どもがむし歯になる可能性が高くなります。
- ・むし歯は、2歳頃から発生しやすくなり、3歳前までは上あごの前歯に、3歳以降は奥歯に発生しやすくなります。
- ・この間、甘味飲料やお菓子の摂取回数が多い子や、卒乳が遅れた子などにむし歯の増加や重症化が見られています。
- ・5、6歳頃から歯の生え変わりが始まり、永久歯のむし歯は、第一大臼歯（6歳臼歯）が多く、小学生のうちにむし歯になっている子が多く見られています。

(2) 成人期、高齢期

- ・ほとんどの人がむし歯を経験し、進行した歯周病を持つ人が年齢とともに増加します。
- ・年齢と共に、むし歯や歯周病等により歯を喪失する人、食べる・飲み込む機能の低下する人が増加します。
- ・高齢になって心と体の働きが弱くなる軽度の衰弱で、健康と要介護の中間の状態を「フレイル」と言います。また、適切な予防・治療や支援により、生活機能の維持・向上が可能な状態です。
- ・しっかり噛めない、うまく飲み込めないなどの口の機能の衰えを「オーラルフレイル」と呼び、フレイルと大きく関わっています。口腔機能の低下は、栄養をとりにくくなる、誤嚥性肺炎を起こしやすくなるなどから、フレイルを招きやすいことがわかっています。

(3) 障害児・者

- ・障害の種類や程度によっては、食べたり、飲み込んだりすることが困難なことがあります。
- ・また、歯みがきが困難なことで、口腔内の衛生状態の悪化やむし歯や歯周疾患が重症化することもあります。

2 ライフステージ別データ

(1) 妊娠期・乳幼児期・学齢期

表1 栗原市妊婦歯科健康診査の受診率の年次推移

(単位：％)

	H27	H28	H29	H30	R1
率	38.9	43.7	42.7	39.5	47.0

出典：栗原市妊婦歯科健診結果

表2 4mm以上の歯周ポケットを有する方の割合の年次推移

(単位：％)

	H27	H28	H29	H30	R1
率	64.0	66.9	72.8	72.4	76.7

出典：栗原市妊婦歯科健診結果

表3 過去1年以内に歯科健康診査を受けた方の割合の年次推移

(単位：％)

	H27	H28	H29	H30	R1
率	22.8	14.7	27.9	22.4	27.8

出典：栗原市妊婦歯科健診結果

表4 1歳6か月児の一人平均むし歯数の年次推移

(単位：本)

	H27	H28	H29	H30
栗原市	0.04	0.05	0.003	0.01
宮城県	0.07	0.06	0.06	0.04
全国	0.05	0.06	0.04	0.03

出典：栗原市1歳6か月児健診結果

表5 3歳児の一人平均むし歯数の年次推移

(単位：本)

	H27	H28	H29	H30
栗原市	1.00	0.70	0.70	0.74
宮城県	0.82	0.77	0.67	0.64
全国	0.58	0.54	0.49	0.44

出典：栗原市3歳児健診結果

表6 3歳児のむし歯有病者率の年次推移 (単位：%)

	H27	H28	H29	H30
栗原市	22.9	20.8	18.2	16.3
宮城県	22.9	20.7	18.3	18.0
全国	17.0	15.8	14.4	13.2

出典：栗原市3歳児健診結果

表7 12歳児(中1)の一人平均むし歯数(永久歯)の年次推移 (単位：本)

	H27	H28	H29	H30	R1
栗原市男	1.03	1.04	1.04	0.88	0.62
栗原市女	1.11	1.57	0.86	0.76	0.73
宮城県	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0
全国	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7

出典：栗原市学校歯科健診結果

表8 12歳児(中1)のむし歯有病者率(永久歯)の年次推移 (単位：%)

	H27	H28	H29	H30	R1
栗原市男	39.6	43.3	52.3	40.9	37.3
栗原市女	43.7	46.9	46.8	58.6	39.7
宮城県	44.5	42.6	41.2	40.2	38.7
全国	37.8	35.5	34.9	32.7	31.8

出典：栗原市学校歯科健診結果

表9 小学1年生～中学3年生で、過去1年間に、個人でも歯科健康診査を受けた人の割合 (単位：%)

	H27	R1
小学1年生	59.1	65.6
小学5年生	47.8	60.3
中学2年生	36.2	42.6

出典：栗原市小・中学校における歯と口の健康に関するアンケート結果

(2) 成人期、高齢期

表 10 歯周疾患検診受診率の年次推移

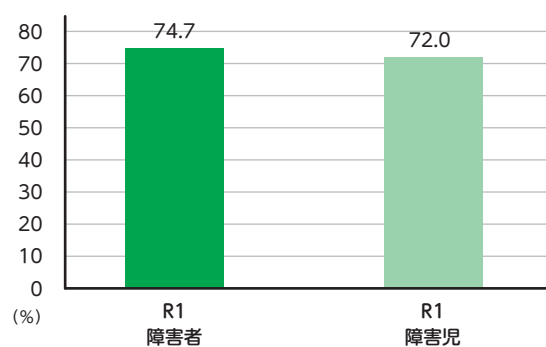
(単位：％)

	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
率	19.1	21.2	20.3	23.0	18.5	17.4

出典：栗原市歯周疾患検診結果

(3) 障害児・者

図 1 食えることや口腔のことで困っていない人の割合 (単位：％)



出典：栗原市障害児・者の歯と口の健康に関するアンケート

栗原市歯と口腔の健康づくり推進条例

平成25年9月26日

条例第32号

（目的）

第1条 この条例は、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項等を定めることにより、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 歯と口腔の健康づくりの推進は、歯と口腔の健康の維持が全身の健康を保持増進していく上で大きな役割を果たしているとの認識の下に、市民自ら日常生活において歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、全ての市民が生涯にわたり必要な歯科検診、歯科保健指導、歯科相談等の口腔の健康に関するサービス（以下「口腔保健サービス」という。）及び歯科医療を円滑に受けられる環境を整備することを基本として行わなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の役割）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるとともに、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

（歯科医師等の役割）

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に携わる者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、市が行う歯と口腔の健康づくりに関する取組に協力するよう努めるものとする。

（教育又は福祉に関わる者の役割）

第6条 教育又は福祉に関わる者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、市民が口腔保健に関する教育、口腔保健サービス及び歯科医療を受ける機会を確保するなど歯と口腔の健康づくりを促進できるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、市内に存する事業所に勤務する従業員について、口腔保健サービス及び歯科医療を受ける機会を確保するなど歯と口腔の健康づくりを促進するよう努めるものとする。

（基本計画）

第8条 市長は、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定め

るものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する基本方針
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する目標
- (3) 歯と口腔の健康づくりに関する基本施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ市民及び歯科医師等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 基本計画は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行うものとする。

(基本施策の推進)

第9条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりに関する基本的な施策として、次に掲げる事項を推進するものとする。

- (1) 生涯にわたりそれぞれの時期における歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (2) 口腔保健に関する教育及び口腔保健サービスを身近に受ける機会の確保に関すること。
- (3) むし歯及び歯周疾患の予防対策及び進行抑制に関すること。
- (4) 歯と口腔の健康づくりに関する情報収集、普及啓発及び関係者の連携体制の構築に関すること。
- (5) 食育及び生活習慣病対策において必要な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (6) 地域における歯と口腔の健康づくりに携わる者の養成及び資質の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要と認められること。

(歯と口腔の健康づくり月間)

第10条 歯と口腔の健康づくりについて、市民の関心と理解を深めるとともに、歯と口腔の健康づくりに関する取組が積極的に行われるよう、毎年6月を歯と口腔の健康づくり月間とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栗原市歯科保健推進委員会設置要綱

平成26年3月17日

告示第48号

（趣旨）

第1条 栗原市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成25年栗原市条例第32号。以下「条例」という。）に基づき、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため設置する栗原市歯科保健推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- （1）歯と口腔の健康づくりに係る総合的かつ計画的な推進に関すること。
- （2）条例第8条に規定する基本計画の策定及び進行管理に関すること。
- （3）その他歯と口腔の健康づくりの推進に関し必要な事項に関すること。

（組織等）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる機関又は団体（以下「機関等」という。）に属する者のうちから、市長が委嘱する。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、別表に掲げる機関等に属する者以外のものを委嘱することができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年を経過する年の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、市民生活部健康推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行後、最初に開かれる委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

別表(第3条関係)

栗原市歯科医師会
栗原市医師会
市内中小企業
市内障害者(児)福祉関係機関
市内高齢者福祉関係機関
栗原市立小学校
栗原市立中学校
栗原市立幼稚園
栗原市保育連絡会
栗原市行政区長会
栗原市お口の健康サポーター
栗原市食生活改善推進員連絡協議会
栗原市保健推進員
関係行政機関

栗原市歯科保健推進委員名簿

氏 名	所 属	備 考
三 浦 満 雄	栗原市歯科医師会会長	委員長
津 田 瑛 里	社会福祉法人 豊明会 障がい児(者)多機能型事業所 きぼう	
加 藤 愛 美	特定非営利活動法人 みやぎ身体障害者サポートクラブ	
千 田 知 幸	栗原市立鶯沢小学校長	
野 村 裕 子	栗原市立花山幼稚園主幹兼園長	
鈴 木 真樹子	栗原市若柳川南保育所主幹兼所長	
三 浦 照 男	栗原市区長会連合会理事	
菅 間 喜美子	栗原市お口の健康サポーター	
佐 藤 みよ子	栗原市食生活改善推進員協議会 一迫分会長	
高 橋 房 子	栗原市保健推進員	副委員長
粕 谷 祐 子	宮城県栗原保健所 技術次長(総括担当)	
小野寺 幸 博	栗原市教育委員会教育部学校教育課長	
三 浦 祐 也	栗原市市民生活部社会福祉課長	
入 野 美奈子	栗原市市民生活部子育て支援課長	
伊 藤 君 夫	栗原市市民生活部介護福祉課長	

計画策定(改訂)の経過

年 月 日	内 容	参集範囲
令和2年 7月7日	第1回栗原市歯科保健推進委員会 ○栗原市の歯科保健事業実施状況について ○第1期計画の検証及び第2期計画の取り組み(案)について ○歯と口腔の健康づくりに関する取り組み及び連携について	○栗原市歯科保健推進委員
9月1日	第2回栗原市歯科保健推進委員会 ○第2期計画(素案)について	○栗原市歯科保健推進委員
9月2日	栗原市健康づくり推進協議会 ○第4期くりはら市民21健康プランと第2期栗原市歯と口腔の健康づくり基本計画作成(案)について	○栗原市健康づくり推進協議会委員
11月18日	庁議	○市長、副市長及び部(局)の長
11月27日	栗原市議会議員全員協議会 ○計画(案)内容の説明	○栗原市議会議員
12月14日 ～ 令和3年 1月4日	パブリックコメント	
1月13日	第3回栗原市歯科保健推進委員会 ○パブリックコメント実施結果報告	○栗原市歯科保健推進委員
1月14日	栗原市健康づくり推進協議会 ○第4期くりはら市民21健康プラン作成・第2期栗原市歯と口腔の健康づくり基本計画作成(案)についての報告及び検討内容の説明	○栗原市健康づくり推進協議会委員
2月2日	庁議	○市長、副市長及び部(局)の長



第２期 栗原市歯と口腔の健康づくり基本計画

令和３年３月

発 行 宮城県栗原市
企画・編集 栗原市 市民生活部 健康推進課

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目７番１号
TEL (0228) 22-0370
FAX (0228) 22-0350
URL <https://www.kuriharacity.jp/>
E-mail kenko@kuriharacity.jp

